

減免対象一覧

No.	減免の区分	減免の額
1	市が主催又は共催する事業等で使用する場合	全額
2	国又は他の公共団体等が公共事業のため使用する場合	
3	市内の保育施設、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校等が公益又は教育の目的で使用する場合	
4	市内の観光関係団体、観光関係機関その他の団体が使用する場合	
5	市内の自治会組織、老人クラブ連合会等が公益の目的で使用する場合	
6	国や地方公共団体が事務局となる団体等が公益の目的で使用する場合	
7	上山市社会福祉協議会、上山市文化団体協議会、上山市スポーツ協会又は上山市レクリエーション協会等が主催又は共催する事業で使用する場合	
8	市長が公益上その他特別の理由があると認める場合	
9	上山市社会福祉協議会、上山市文化団体協議会、上山市スポーツ協会又は上山市レクリエーション協会等に加盟する団体が公益の目的で使用する場合	2分の1の額
10	市内の非営利法人が公益の目的で使用する場合	
11	市長が公益上その他特別の理由があると認める場合	

ただし、次の活動を行う場合は減免になりません

○公益の目的以外で飲酒を伴う活動

○No. 10における一部の活動※

○講師等に依存した教室的活動

○営利を目的とする活動

※詳細は窓口へお問い合わせください。